

第3章 計画の基本的な考え方

子どもと子育てを取り巻く現状と課題を踏まえ、本行動計画の基本理念・基本目標を次のように定めます。

1 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～ みんなで育むかがやく笑顔 ～

わたしたちは、未来を担う子どもや子どもを生み育てたいと願う若者に、夢と希望が持てる秋田市の姿を示していかなくてはなりません。

誰もが、仕事や家庭、地域など各場面において、充実した生活を送ることができる社会の実現が望まれます。

そのためには、女性も男性も、青年期や子育て期、中高年期といった人生の各段階（ライフステージ）において、様々な生き方が選択・実現できるように、子どもを安心して生み育てられる環境を整えていながら、わたしたちみんなが「仕事と生活の調和」がとれた社会を目指していく必要があります。

また、明日を担い、未来を築く子どもたちが、その一人ひとりの生命が尊重され、ひとしく心身ともに豊かで健やかに育つことは、これからの秋田の発展には欠かせないことです。

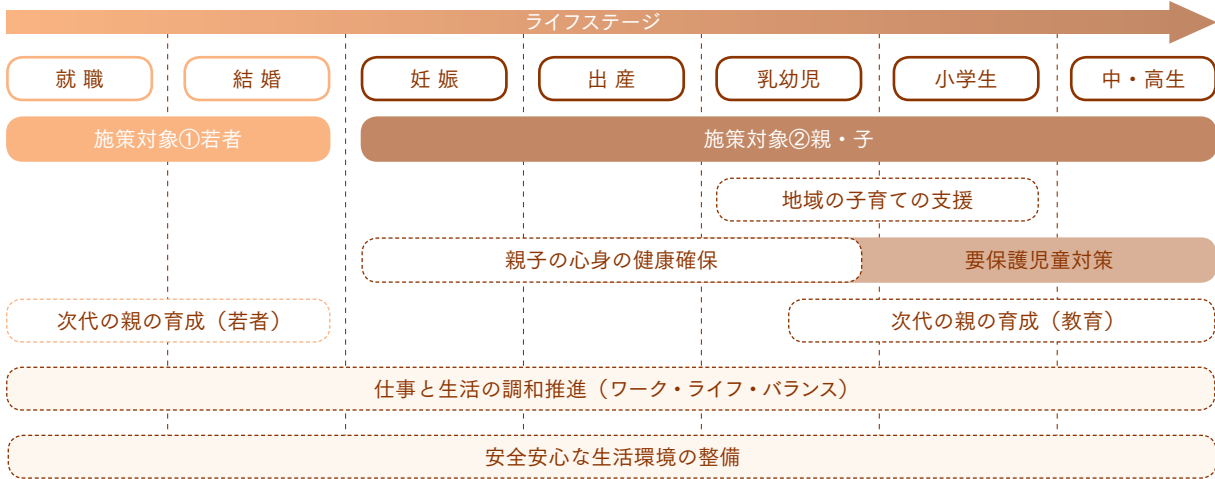
子どもにとって「いちばんの幸せ」は何かということを「子どもの視点」から考え、子どもの育ちを見守るとともに、子どもを、生み、育む家庭とその一人ひとりを地域や社会で支えあう環境を整えることが、少子化に臨む、わたしたちみんなの課題となっています。

「市民」「地域」「企業」「行政」の協働によって、子どもが、笑顔で、安全に、安心して、健やかに育ち、子どもを、生み、育てることに夢や誇りを持つことができる「まち」をみんなで育むことが、次代に対してわたしたちが果たさなければならない責任なのです。

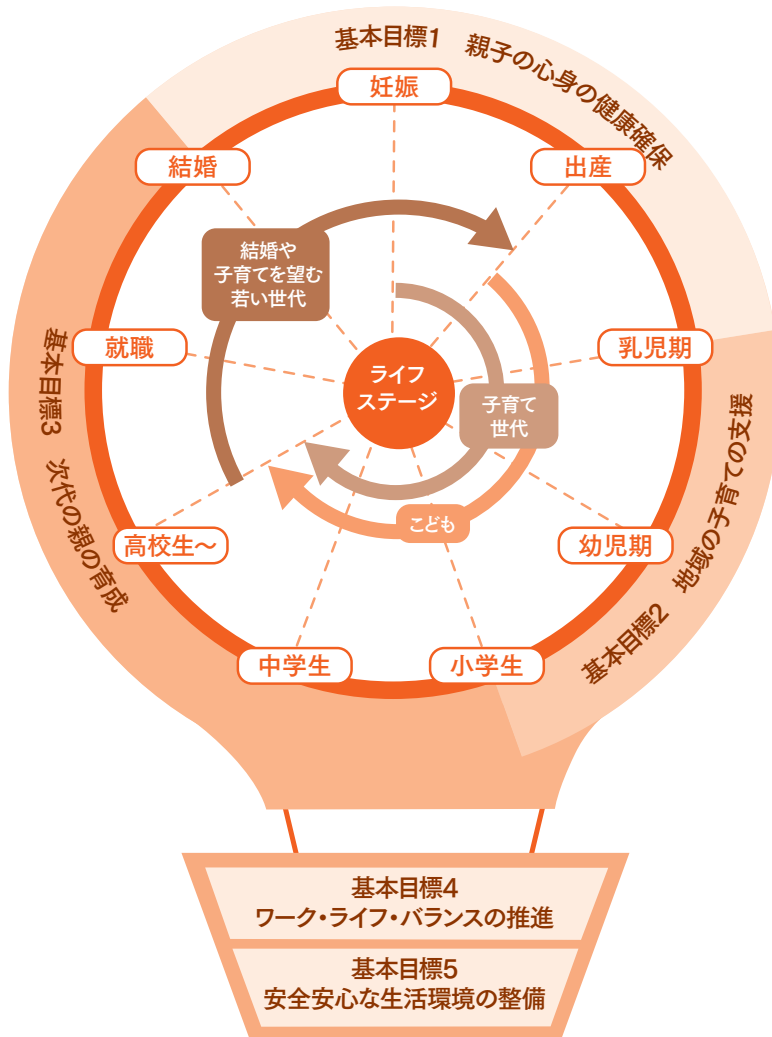
(2) ライフステージと本行動計画における施策分野

基本理念および行動計画策定指針に沿う各種の施策を、本行動計画の対象である「子ども」「子育て世代」「結婚や子育てを望む若い世代」の各ライフステージごとに整理すると以下のとおりになります。

ライフステージと施策分野



本行動計画は、「…→出産→子ども(子育て)→若者→結婚→出産→…」といった人生の循環を想定し、「各ライフステージに対応した施策の展開」という考え方で構成しています。



(3) 基本目標と重点施策

各ライフステージに対応した5つの大きな施策分野ごとに基本目標を掲げます。また、計画期間中、特に重点的に進める必要がある施策は次のとおりです。

<基本目標1> 親子の心身の健康確保

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、親子の健康確保に努めるとともに、特に支援を必要とする子育て家庭をサポートします。

重点施策

乳幼児保健の充実

児童虐待防止対策の充実

<基本目標2> 地域の子育ての支援

多様な子育てニーズに対応できるよう、保育サービスや地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

重点施策

保育環境の整備

子育て支援サービスの充実

放課後児童対策の充実

<基本目標3> 次代の親の育成

子どもを心身ともに健やかに育成するとともに、若者の就業や結婚を応援することで、次代の親の育成に取り組みます。

重点施策

豊かな心の育成

特別な支援を要する子どもへの支援

若年の自立支援

若者同士の交流機会の拡大

<基本目標4> ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和を推進するために、待機児童の解消や、多様な働き方に対応した子育て支援を行うとともに、市民、地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援する気運を盛り上げていきます。

重点施策

仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

待機児童の解消

社会全体で子育て家庭を支えるしくみづくり

<基本目標5> 安全安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭が安心して外出できるよう、子育てバリアフリーを推進します。

重点施策

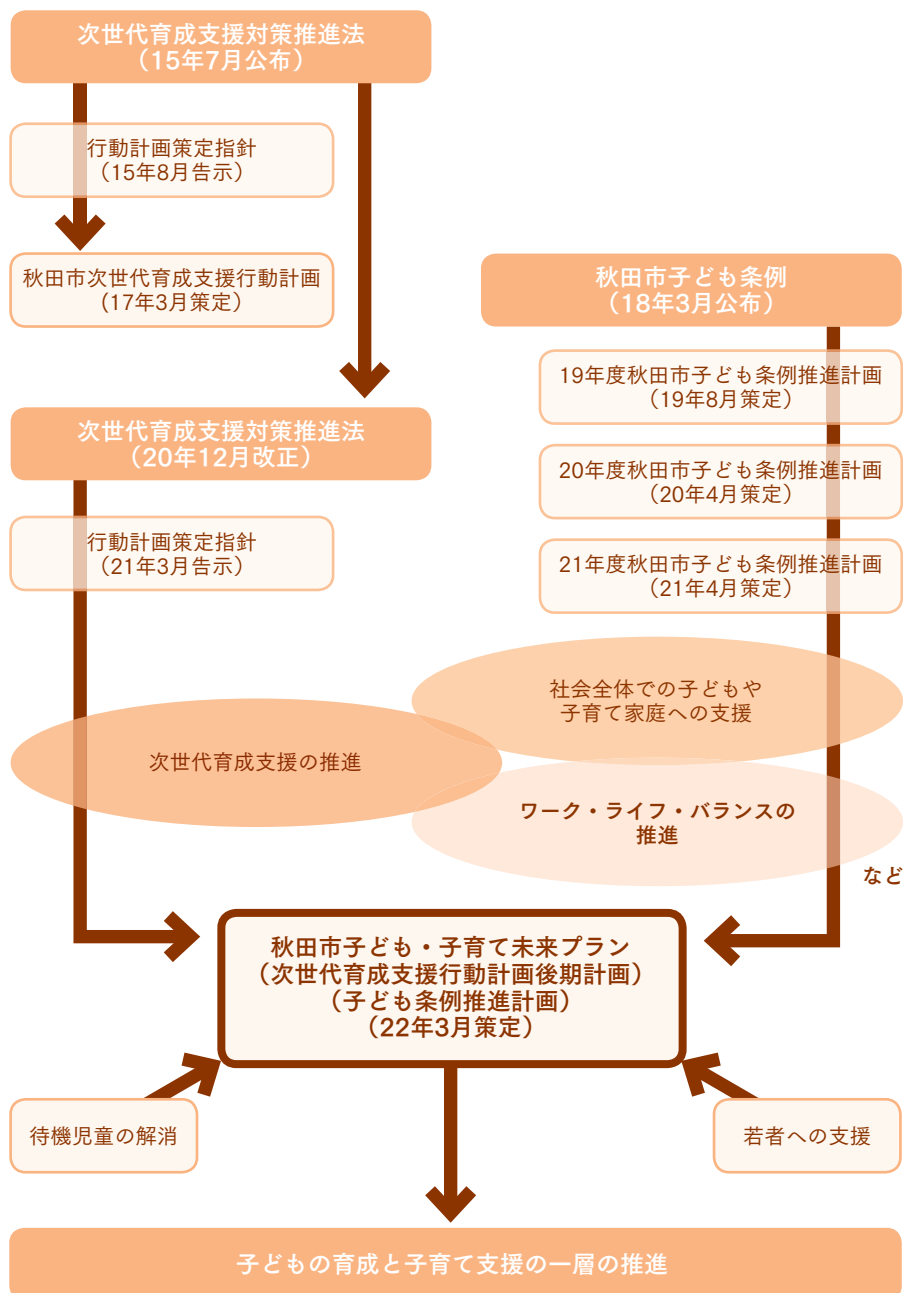
子どもの安全確保

子育て家庭に配慮した市営住宅等の整備

2 秋田市子ども条例と計画の関係

本行動計画は、国が定めた行動計画策定指針の要請に応えるだけでなく、本市子ども政策の方向性を示している秋田市子ども条例の理念を反映させた計画としています。

また、5年間の長期計画となっているので、急速な社会情勢等の変化に対応するため、本行動計画を秋田市子ども条例推進計画と位置づけ、毎年度その進行を管理し、必要に応じて見直すこととしています。



3 進行管理と推進体制

(1) 本行動計画の評価

ア 評価の枠組み

個別の取組・事業レベルおよび取組・事業を束ねた施策レベルに加え、計画全体についても評価します。

※「取組・事業」「施策」等は、第2部の体系表を参照ください。

イ 評価の方法

(ア) 取組・事業の評価

毎年度、取組・事業ごとに設定した「目標指標」による進捗状況や、課題・改善点等を踏まえ、評価します。

(イ) 施策の評価

計画の中間年である平成24年および最終年である26年に、施策ごとに設定した「目標指標」による進捗状況や、課題・改善点等を踏まえ、評価します。

(ウ) 計画全体の評価

計画の最終年に、取組・事業および施策の進捗状況等を踏まえ、基本目標1～5について評価します。

ウ 意識調査

利用者の視点から評価するため、意識調査を実施します。

(2) 推進体制

「秋田市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会」および「秋田市次世代育成支援対策協議会」において、毎年度、本行動計画の評価を行います。

評価の結果を公表し、市民から意見を聴取します。

(3) 組織の見直し

就学前までの児童に対する行政サービスの窓口を一本化し、子ども施策を総合的に行うセクションの設置について研究します。